

資格停止措置一覧表

令和7年10月14日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	極東開発工業(株)	大阪府大阪市中央区淡路町 二丁目5番11号	7.10.15 ~ 7.11.29 (1.5箇月)	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた左記事業者に対して、令和7年9月24日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当することから、本市に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。 なお、課徴金減免制度の適用事業者であるため、停止期間を2分の1に短縮した。 (独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)